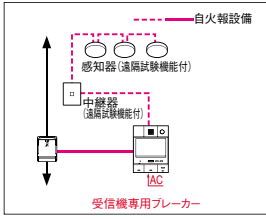


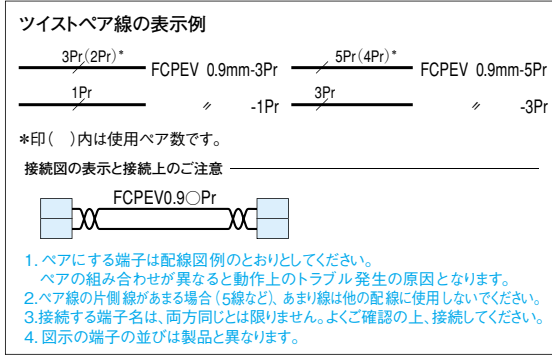
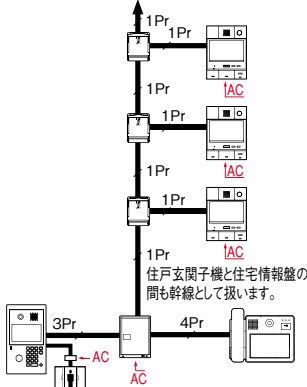
施工上のご注意

●自火報設備としての施工が必要になります。(総務省令第40号対応として設備する場合)



- 自火報設備の部分は、消防関連法規と総務省令第40号で定められた施工が必要です。また、設計・施工には「消防設備士」の資格が必要です。
- 所轄の消防長、消防署長に届け出、検査を得ることが義務づけられています。また、定期的に点検し、消防長、消防署長に報告することが必要です。詳しくは、消防関連法規と総務省令第40号をご確認ください。
- インターホン設備と自火報設備は分けてご設計ください。

●幹線はFCPEV0.9mmツイストペア線を使用してください。



幹線にFCPEV0.9mmツイストペア線を使用しない場合、誤動作したり通話中に雑音が入る原因となります。

●FCPEV線は各ペアごとに分けたあと、各ペアごとによく撚ってください。



- 誤結線(ペア間違い)が防げます。
- 映像信号の損失が防げます。

●最終端の住宅情報盤までの距離と設置台数の条件を満たしてください。

→P.182 参照

●住戸アダプターで終端設定を必ず行ってください。

●アース表示(≡または⚡)のある商品は必ずD種接地工事をしてください。

※アース工事がされていない場合、外部及び機器間のノイズにより誤動作したり、通話中に雑音が入る原因となります。

